

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年五月二十四日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第一号

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

奈良県住民基本台帳法施行条例（平成十四年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

附 則

この条例は、令和六年五月二十七日から施行する。